

平成22年度江東きっずクラブB登録（学童クラブ機能）児童募集案内

江東区では、保護者の就労または疾病等により、放課後家庭において適切な保護を受けられない小学生（1～3年生）を対象に、その健全な育成を図るため、遊びや生活の場を提供する事業（学童クラブ事業）を実施しています。

平成22年度から、裏面「江東きっずクラブB登録一覧」のとおり小学校内（隣接を含む）で、放課後子どもプラン事業「（愛称）江東きっずクラブ」を実施することになりました。これは、すべてのこどもたちが安全で安心して過ごせる放課後の居場所を提供するとともに、小学校1～3年生で、保護者が就労する世帯等のこどもたちには、専任の職員とスペースを確保して生活の場を提供するものです。

江東きっずクラブには、実施小学校の1～6年生を対象とするA登録（げんきっず機能）と、保護者が就労している世帯等の1～3年生を対象とするB登録（学童クラブ機能）があります。

「江東きっずクラブ」B登録（学童クラブ機能）では、次のとおり入会申請を受け付けます。

1. 入会対象児童

- (1) 江東区に住所を有する児童
- (2) 裏面「江東きっずクラブB登録一覧」に掲載する小学校に通学している3年生以下の児童
- (3) 保護者の就労または疾病等により、放課後家庭において適切な保護を受けられない児童
（1）～（3）の要件をすべて満たす児童が入会対象となります。ただし、B登録の集団生活に適さないと認められる児童及び病気療養中の児童は入会できません。
他の学童クラブ（土曜開室学童クラブは除く）、江東きっずクラブA登録との二重登録はできません。

2. 入会を募集する江東きっずクラブ 裏面「江東きっずクラブB登録一覧」のとおり

3. 入会申込みに必要な保護者の就労条件

週に3日以上、午前8時から午後1時までを除く時間帯で就労していること。

土曜江東きっずクラブB登録（裏面「土曜江東きっずクラブB登録一覧」参照）への入会は、保護者が月に2日以上、土曜日に就労していること。

ただし、父が第1・3・5土曜日の就労で、母が第2・4土曜日の就労の様に保護者の一方が保護できる場合は対象になりません。また、土曜江東きっずクラブB登録のみの入会はできません。

疾病など、就労条件以外の条件については、学童クラブ又は江東区教育委員会事務局放課後支援課育成係までお問い合わせください。

4. 開設期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

5. 開設日・開設時間等

- (1) 月曜日～金曜日・・・放課後から午後5時まで。ただし、学校休業日（春休み・夏休み・冬休み・都民の日等）は、午前8時30分から午後5時まで
- (2) 土曜・日曜・祝日等及び年末年始・・・休み。ただし、土曜江東きっずクラブB登録は近隣の児童館で午前8時30分から午後5時まで開設。（裏面「土曜江東きっずクラブB登録一覧」参照）
なお、土曜江東きっずクラブB登録については、入会希望者が少ない場合は、開設しないことがありますので、予めご了承ください。
また、土曜江東きっずクラブB登録の入会要件を満たす場合は、土曜開室学童クラブもご利用できます。別紙、江東区学童クラブの募集案内及び江東区学童クラブ一覧をご覧ください。

6. 開設時間を超える育成

週に3日以上、就労等により保護者の帰宅時間が午後5時30分を超える児童は、土曜日を除いて、育成時間を放課後から午後6時までに変更できます。

さらに、週3日以上、就労等により保護者の帰宅時間が午後6時を超える児童は、土曜日を除いて、育成時間を放課後から午後7時までに変更できます。ただし、午後6時を超える延長には、保護者等のお迎えが必要です。

7. 経費（育成料・間食費（おやつ代）は、入会日・利用日数等による減額及び返還金はありません。）

- (1) 育成料 月額4,000円（午後7時までの延長については月額5,000円）
- (2) 間食費（おやつ代） 月額1,500円（土曜江東きっずクラブB登録はおやつ持参となります。）
- (3) 保険料（傷害保険） 年額1,300円（保険料率により変更することがあります。）

同一世帯に学童クラブ、江東きっずクラブB登録の入会児童が2人以上いる場合は、2人目以降の入会児童の育成料を減額する制度があります。なお、制度のご利用には申請が必要です。

生活保護受給世帯、平成21年度住民税非課税世帯の児童には、育成料の免除、間食費（おやつ代）・4月1日入会者の保険料を助成する制度があります。なお、制度のご利用には申請が必要です。

8. 募集期間（4月1日入会のための集中募集期間）

平成21年12月16日（水）～平成22年1月8日（金）

21年度以前の学童クラブ入会者で、育成料等の未納がある方は、収納確認後、入会審査を行います。（確認ができない場合は、承認書等の発送ができませんのでご注意ください。）

入会受付は年間を通して行っています。なお、4月1日入会を除く随時受付は、次のとおりです。

《4月1日入会を除く随時受付》 毎月1日～15日申請分・・・入会対象日：翌月1日
毎月16日～末日申請分・・・入会対象日：翌月15日

9. 入会の申込み

保護者が、入会を希望する江東きっずクラブB登録の受付学童クラブ又は児童館（裏面参照）に「入会申請書」・「入会申請書（2）」「勤務証明書又は就労状況等報告書」等の必要書類を添えてお申込みください。

入会申請書、入会申請書（2）、勤務証明書または就労状況等報告書等の必要書類は「学童クラブ」と同様です。

受付時間は、午前9時30分から午後6時です。

《注意事項》

勤務証明書等、必要書類の添付がない申請書は、受付できません。

郵便やメールでのお申込みは、受付できません。

土曜日は、入会希望の江東きっずクラブB登録を受け付ける児童館にお申込みください。

日曜日・祝日は、お申込みできません。ただし、入会を希望する江東きっずクラブB登録を受け付ける児童館の

開館日には、お申込みいただけます。（平成21年12月20日（日）は亀戸児童館、平成21年12月27日

（日）は豊洲、大島第二、東砂児童館が開館しています。）

10. 入会の承認

入会基準に従い算出した合計指数（保護者の状況に係る指数、児童の学年に係る指数の和）の高い児童から順次承認します。入会審査の内定結果は、2月下旬に保護者に通知します。なお、申請内容が事実と反したものである場合は、審査の対象としません。

また、その場合は、入会が決定し育成開始後であっても、入会を取り消します。

11. その他

（1）入会申請書等の記入については、別紙学童クラブ児童募集案内の記入例を参照してください。

（2）保護者が育児休業中で、7月末までに職場復帰される方の児童は、4月1日入会の対象となります。

<問い合わせ先>

江東区教育委員会事務局放課後支援課育成係 電話03(3647)9230